

公益財団法人海上保安協会

会員規則

平成 25 年 3 月 25 日  
平成 25 年規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人海上保安協会（以下「当協会」という。）の定款第 47 条第 2 項の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第 2 条 会員は、次の各号のいずれかに該当する法人、団体又は個人（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 中央本部賛助会員 当協会の事業に賛同して入会した法人等
- (2) 地方本部賛助会員 当協会の地方本部事業に賛同して入会した法人等
- (3) 支部賛助会員 当協会の地方支部事業に賛同して入会した法人等
- (4) 特別会員 会長、地方本部長又は支部長の承認を得て入会した法人等

(入会)

第 3 条 会員になろうとする法人等は、所定の申込書を提出するものとする。

- 2 入会の可否は、中央本部賛助会員にあっては会長が、地方本部賛助会員にあっては地方本部長が、支部賛助会員にあっては支部長が決定する。

(会費)

第 4 条 会員（特別会員を除く。）の会費は年額とし、会員の種別に応じて、次の区分とする。

- (1) 中央本部賛助会員 10,000 円以上
- (2) 地方本部賛助会員 3,000 円以上

(3) 支部賛助会員 3,000円以上

(会費の使途)

第5条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

2 地方本部賛助会員の会費及び支部賛助会員の会費については、それぞれ対応する地方本部及び支部に関する事業に使用する。

(会員の特典)

第6条 会員は次に掲げる特典を享受することができる。

- (1) 本会で作成した資料等の配布をうけること
- (2) 本会の出版物等を割引価格で購入すること

(除名)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、中央本部賛助会員については理事会、地方本部賛助会員については地方本部役員会、支部賛助会員については支部役員会、特別会員については承認を行った者の属する理事会、地方本部役員会又は支部役員会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 正当な理由がなく会費を3年分以上滞納したとき

2 会員の除名が審議される理事会、地方本部役員会又は支部役員会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 会員はいつでも本会に対し退会通知を行うことにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

附 則

- 1 この規則は、当協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 施行の日財団法人海上保安協会の賛助会員であるものについては、この規則の所定の手続きを経たものとみなす。

- 3 第4条第2号及び同条第3号の会費について、地域の実情等からこれにより難い場合には、当分の間、地方本部長又は支部長は、会長に協議することができる。